

令和7年度

農業者向け泉佐野市原油価格高騰対策事業者支援金 給付要領

令和7年4月1日

生活産業部農林水産課

1. 事業概要

原油価格高騰の影響を受ける市内の農業者に対して、経営の再建及び事業の継続に向けた取組みを支援するため、農業者向け泉佐野市原油価格高騰対策事業者支援金（以下「支援金」という。）を給付します。

2. 給付対象者

下記の（１）から（４）までの要件をすべて満たす者

- （１）急激な原油価格高騰の影響を受けていること
- （２）泉佐野市内に住所を有する農業者、農業関係団体、又は市内に主たる事業所を有する農業を営む法人
- （３）申請時点において3か月以上耕作しており、かつ、今後1年以上耕作する意思があること
- （４）市内の土地改良区または水利組合の組合員である者

3. 給付対象機械

令和7年4月1日現在で現に給付対象者が所有又はリース契約を結んでおり、かつ、自らの耕作のために使用している下記いずれかの農業用機械が給付対象となります。

- （１）田植え機（乗車式に限る）
- （２）トラクター（乗車式に限る）
- （３）コンバイン（乗車式に限る）
- （４）穀物乾燥機
- （５）園芸施設用加温機

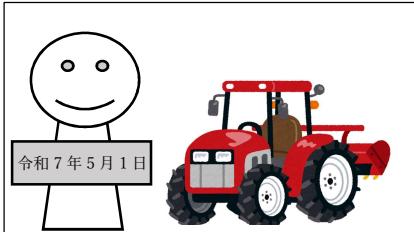
4. 支援金の額

支援金の額は、給付対象機械1台につき1万円を乗じて得た額の合計額となります。

5. 申請受付期間

令和7年5月1日（木）から令和7年6月30日（月）まで

6. 申請に必要な書類

①給付申請書兼請求書（様式第1号）	☐
②誓約書兼同意書（様式第2号）	☐
③申請者の情報が確認できる書類 【法人の場合】 ■登記事項証明書の写し（発行から6か月以内のもの） 【個人の場合】 ■本人確認書類の写し 運転免許証、パスポート（顔写真掲載ページ及び所持人記入欄）、各種健康保険証、マイナンバーカード（表面）、在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留資格が特別永住者のものに限る）のいずれかの写し	☐
④対象となる機械（すべて）の写真 ※以下に注意して撮影してください 1. 申請者の顔がはっきりと写っている。 2. 対象となる機械の全体が写っている。 3. 撮影日がわかる写真である。	☐ 
⑤給付金の振込先口座がわかる書類 通帳（表面及び1・2ページ目）の写し等 「金融機関名」「支店名」「口座種別」「口座番号」「口座名義」がわかるもの	☐

※必要に応じて追加の書類の提出や申請内容の確認、説明を求める場合があります。

また、担当課が現地調査に伺う場合がありますので、ご協力をお願いします。

その際、連絡が取れない場合や指定した書類が期日までに提出されない場合には、申請を取り下げたものとみなします。

7. 申請方法

原則、郵送提出又はインターネット申請のみ

※郵送提出の場合、レターパック等で郵便物の追跡ができる方法により提出してください。

（送料は申請者のご負担となります。）

※書類受取の連絡はいたしません。

※持参による受付は実施いたしません。

《関係様式ダウンロードURL》

泉佐野市公式ホームページ

ホーム》各課のご案内》生活産業部》農林水産課》農業政策

》農業者向け泉佐野市原油価格高騰対策事業者支援金のご案内

《インターネット申請URL》

<https://logoform.jp/form/9XuD/970510>



8. 書類の提出先

〒598-0012

大阪府泉佐野市高松東1-10-37 泉佐野センタービル

泉佐野市原油価格高騰対策事業者支援金事務局 宛

※提出された書類は返却いたしませんので、申請内容が確認できるように、郵送する前に必ずご自身で写しをとっておいてください。

9. 審査・給付決定

審査の結果、適正と認められるときは、支援金の給付を決定し、申請者の指定した銀行口座に振込を行います。なお、指定口座への入金をもって給付決定通知とします。

- ・「イミサソウリスイカ」名義で、指定口座に振り込まれます。
- ・審査の結果、支援金を給付しない決定をした場合は、給付しない旨の通知をします。
- ・給付時期についての個別のお問い合わせには応じかねます。

10. 個人情報等の利用

本支援金の事務を処理するために必要な範囲のほか、下記以外の目的で申請書類及び添付書類に記載された情報（以下「申請情報」という。）を利用することはありません。

- ・今後市が実施する施策において参考とする範囲で申請情報を利用する場合があります。
- ・申請内容の審査過程において、必要に応じて、国や大阪府、農業関係団体等の関係各所と申請情報を共有する場合があります。
- ・警察署等の公的機関からの依頼その他法令に基づく依頼を受けた場合、申請情報を提供することがあります。

11. その他

- ・申請は1事業者につき1回限りとなります。
- ・申請内容に不備がある場合、審査に時間を要するため、提出前に申請内容が適切かどうかを必ずご確認ください。なお、誤字等の軽微な不備については、職権等により訂正させて頂く場合がありますので予めご承知おきください。
- ・市は、必要に応じて、申請内容及び事業に関する検査や報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- ・支援金の給付後、給付要件に該当しない事実や申請書類の不正その他給付要件を満たさないことが発覚した場合には、給付決定の取り消し、支援金の返還を求めます。なお、詐欺、脅迫等、刑法に触れる行為があった場合、刑事告発させていただく場合があります。

12. お問い合わせ先

泉佐野市原油価格高騰対策事業者支援金

コールセンター

電 話 072-463-3977

（平日 午前9時から午後5時、土日祝休）